

ARIBからの
お知らせ

マルチメディア向け主観画質評価ツールの無償提供について
(SAMVIQ法を用いた画質評価ツール)

社団法人電波産業会 (ARIB) の品質評価法調査研究会 I P・モバイル評価法作業班では携帯端末向けやインターネット配信向けの低解像度動画像を対象とした品質評価法の調査研究を行っています。

同作業班ではマルチメディア向けの主観画質評価法に関する新勧告ITU-R BT.1788 に記載されました新たな主観画質評価法 (SAMVIQ: Subjective Assessment Methodology for Video Quality) を用い、パソコンでモバイル動画像の主観評価実験を行い、「SAMVIQ法に関する実験報告書」(ARIB頒布図書H29) としてまとめました。この実験報告書はARIBホームページ<<http://www.arib.or.jp/>>の頒布図書より購入できます。

また、電子情報通信学会総合大会や専門委員会ワークショップにて評価実験報告の講演やデモを行いました。その際、主観評価実験のために製作いたしました画質評価ツール (SAMVIQ法) を画質評価のために使用したいというご要望を多数いただきました。

これに応えるため、画質評価ツールの無償提供を行うことに致しましたのでご案内いたします。

<使用条件>

- ・本ツールはITU-Rの勧告の記載に沿って作成していますが、それを保証するものではなく、また、ITU-Rの勧告の今後の改定に対応するものではありません。
- ・本ツールのバグ、その他によるトラブル、損害についての責任は負いません。
- ・簡単な説明書は付属しますが、問い合わせについて基本的にはお受け致しません。
- ・本ツールの第3者への複製・販売、本ツールの変更及び変更したソフトの第3者への提供・販売はできません。
- ・本ツールを使った評価結果を公表する場合は、事前に連絡ください。
また、本ツールの参考文献として以下のいずれかを文献内でご参照ください。

<参考文献>

- ☆ ARIB, "SAMVIQ法に関する実験報告書", ARIB頒布図書H29, Dec. 2006
- ☆ 井口ほか, "モバイル用動画像評価に関するSAMVIQ法の性能評価", 2007信学全大, AS-10-7, Mar 2007.
- ☆ 幡野, "モバイル動画像における新主観評価法(SAMVIQ)の性能評価", イメージメディアクオリティとその応用ワークショップ(JIQA) 2007, B-1, Jul 2007.

なお、問い合わせ先

は<<http://www.arib.or.jp/osirase/oshirase/osirase080218.html>>を参照してください。

電気通信・放送
行政の動き

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」の情報通信審議会への諮問 【平成20年2月15日総務省報道発表】

総務省では、本日、情報通信審議会（会長：庄山 悦彦 株式会社日立製作所取締役会長）に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について諮問しました。諮問理由等は、以下のとおりです。

1 諮問理由

我が国は現在、ユビキタスネット社会の構築に向けて産学官が連携して取り組んでおり、総務省では、2010年度（平成22年度）までに国民の100%が高速又は超高速のブロードバンドを利用可能な社会とすることを目標としています。また、放送分野では多チャンネル化とデジタル化が進展しており、2011年（平成23年）には地上テレビジョン放送が完全デジタルに移行し、放送のデジタル化がほぼ完了する見込みです。

こうしたネットワークのブロードバンド化や放送のデジタル化の進展を背景として、同一インフラの通信と放送による共用や放送番組のブロードバンド配信、通信・放送の両方に利用できる端末の出現、通信・放送両分野の資本の連携といった形態が一般化してきており、情報通信社会の構造は変化しつつあります。2011年（平成23年）に世界最先端の情報通信インフラの構築が完成すれば、通信・放送の融合・連携サービスは一層発展することが期待され、こうした状況変化へ制度的にも対応することが求められています。

総務省では、通信と放送に関する総合的な法体系について検討し、2010年（平成22年）の通常国会への法案提出を目指すこととしており（「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」（平成18年9月））、このため、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方について、情報通信審議会に諮問するものです。

2 答申を希望する事項

通信・放送の総合的な法体系に関し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方

3 答申を希望する時期

平成21年12月頃

4 審議体制

情報通信審議会情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」（構成員は別紙<http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080215_7_bs1.pdf>のとおり。）を新たに設置し、本件審議をいただくことが決定されました。

なお、詳細は<http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080215_7.html>を参照してください。

「電気通信事業法施行規則等の一部改正案」に関する意見募集
広帯域移動無線アクセスシステムに係る電気通信事業の
登録等に関する電気通信事業法関係省令の規定の整備
【平成20年2月18日総務省報道発表】

総務省は、昨年12月27日に公表した「電気通信事業法における広帯域移動無線に係る事業開始に伴う登録について」（以下「本方針」といいます。）

【別添】<http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080218_6_bt.pdf>に基づき、

2. 5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステム（以下「BWA」といいます。）に関して電波法（昭和25年法律第131号）第27条の13の規定に基づく特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づく第9条の規定に基づく電気通信事業の登録（既存事業者の場合は、事業法第13条第1項の規定に基づく変更の登録。）に条件を付すこととしています。

今般、本方針に基づき、当該登録申請に必要なとなる書類の添付の規定、BWAの通信方式により提供される電気通信役務に対応する役務の区分を追加する規定及びBWAに係る電気通信サービスの利用実態の的確な把握に必要な事項を整備するため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」といいます。）及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」といいます。）の一部改正を予定しています。

つきましては、施行規則及び報告規則の一部改正案を作成しましたので、本改正案について、本日から平成20年3月19日（水）までの間、広く意見を募集します。

1 改正案の概要

改正案の概要は【別紙1】<http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080218_6_bs1.pdf>のとおりです。

2 意見公募要領等

(1) 意見募集の対象

- 1) 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（新旧対照表） 【別紙2】
<http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080218_6_bs2.pdf>
- 2) 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案（新旧対照表） 【別紙3】
<http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080218_6_bs3.pdf>

(2) 意見提出の期限

平成20年3月19日（水）17時（必着）

（郵送の場合も、平成20年3月19日（水）必着とします。）

(3) 意見公募要領

【別紙4】 <http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080218_6_bs4.pdf>を御覧ください（なお、意見公募対象は、準備が整い次第、総務省ホームページ<<http://www.soumu.go.jp>>の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] <<http://www.e-gov.go.jp>>の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。）。

3 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえて、意見募集終了後速やかに、改正する予定です。

なお、詳細は<http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080218_6.html>を参照してください。

編集後記

2週間前の週末、温泉&スキー旅行に行きました。初日の宿は妙高の麓にある燕温泉です。大雪の予報にもかかわらず土曜日は平穏な雪国の冬の日でした。しかし夜からは大雪。翌朝は一昨年まで営業していたスキー場の端から小規模な雪崩があり、温泉が一時孤立状態になってしまいました。その日は午後から隣の関温泉スキー場で滑走。いつもより良質の深雪でした。夕刻、野沢温泉に向かって出発。上信越道が事故のため一部通行止めとラジオで聞いていたのですが、インターチェンジ入り口の交差点にある電光掲示板が、この時期では通常の「チェーン規制」になっていました。通行止めが解除になったのかな？と思い、前の車とともに妙高高原インターへ。しかし多重事故による通行止めは続いていました。入り口ではタイヤのチェックを受けましたが、通行止めの知らせはありません。唯一の「通行止め」の表示は隣のインター直前。その間大渋滞に巻き込まれました。東京では隣のインターチェンジから先が通行止めになっている時に、高速に入るまでに電光掲示板でそれを知らせないということは考えられません。東京と同じ感覚で物事判断してはいけないことを知らされました。

教訓1：地方の独自性を認識せよ。

信濃町インターで降りてから国道までも当然大渋滞。だいぶ古くなった私のスタッドレスタイヤは圧雪が詰まったのか、坂の途中で前に進まなくなりました。どう頑張っても車は横向くばかり。他の車は登っていくのに...

教訓2：最悪に備えよ。

念のため用意していたチェーンを装着。渋滞と猛吹雪の中どうにか野沢温泉に到着しました。80kmの道のりに5時間以上かかる今まで経験したことのない豪雪ツアーになりました。

(YT)

[ページの先頭に戻る ▲](#)